○経済産業省
環境省告示第百六十七号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第三項の規定に基づき、コベルコ建機株式会社から、届出事業者の名称及び住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十八年十月十八日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

1．変更する届出事業者の名称
新
コベルコ建機株式会社
旧
コベルコクレーン株式会社
2．変更する届出事業者の住所
新
広島県広島市佐伯区五日市港二丁目2番1号
旧
東京都品川区北品川五丁目5番15号
3．変更年月日
平成28年4月1日

○経済産業省
環境省告示第百六十八号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第三項の規定に基づき、株式会社ＫＣＭから、届出事業者の名称及び住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十八年十月十八日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

1．変更する届出事業者の名称
新
株式会社ＫＣＭ
旧
日立建機株式会社
2．変更する届出事業者の住所
新
兵庫県加古郡稲美町岡2680番地
旧
東京都台東区東上野二丁目16番1号
3．変更年月日
平成28年4月1日
4．該当する型式届出特定特殊自動車
型式届出番号がＮＶ－73、ＮＶ－145、ＮＶ－146、ＮＶ－149、ＮＶ－150、ＮＶ－151、ＮＶ－152、ＮＶ－272、ＮＶ－273、ＮＶ－274、ＮＶ－275、ＮＶ－291、ＮＶ－292、ＮＶ－296、ＮＶ－297、ＮＶ－298、ＮＶ－299、ＮＶ－300、ＮＶ－301、ＮＶ－323、ＮＶ－324、ＮＶ－325、ＮＶ－326、ＮＶ－681、ＮＶ－682、ＮＶ－683、ＮＶ－684、ＮＶ－886、ＮＶ－887、ＮＶ－888、ＮＶ－889、ＮＶ－890、ＮＶ－891、ＮＶ－892、ＮＶ－893、ＮＶ－1143、ＮＶ－1144、ＮＶ２－76、ＮＶ２－77、ＮＶ２－78、ＮＶ２－79、ＮＶ２－123、ＮＶ２－124、ＮＶ２－136、ＮＶ２－137、ＮＶ２－138、ＮＶ２－139、ＮＶ２－147、ＮＶ２－148、ＮＶ２－149、ＮＶ２－150、ＮＶ２－178、ＮＶ３－37及びＮＶ３－1360型式届出特定特殊自動車に限る。

○経済産業省
環境省告示第百六十九号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省環境省令第一号）第十九条第十三項の規定に基づき株式会社エー・アンド・エー・トレーディングから、承認事業者の名称を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第十八項の規定に基づき告示する。

平成二十八年十月十八日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

1．変更する承認事業者の名称
新
株式会社エー・アンド・エー・トレーディング　有限会社エー・アンド・エー・トレーディング
旧
2．変更年月日
平成26年12月19日

○経済産業省
環境省告示第百七十号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省環境省令第一号）第十九条第十三項の規定に基づきＪＦＥプラントエンジ株式会社から、承認事業者の名称を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第十八項の規定に基づき告示する。

平成二十八年十月十八日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

1．変更する承認事業者の名称
新
ＪＦＥプラントエンジ株式会社
旧
ＪＦＥメカニカル株式会社
2．変更年月日
平成28年4月1日

○経済産業省
国土交通省
環境省告示第百七十一号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省国土交通省環境省令第一号）第十九条第十三項の規定に基づき日立建機株式会社から、承認事業者の住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第十八項の規定に基づき告示する。

平成二十八年十月十八日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

1．変更する承認事業者の住所
新
東京都台東区東上野二丁目16番1号
旧
東京都文京区後楽二丁目5番1号
2．変更年月日
平成28年4月1日